

令和8年4月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 令和8年4月10日

場 所 六戸町役場2階大会議室

## 六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2 階大会議室
- 2 開会日時 令和 8 年 4 月 1 0 日 (金) 午後 4 時 0 0 分
- 3 閉会日時 令和 8 年 4 月 1 0 日 (金) 午後 4 時 4 5 分
- 4 出席委員 (1 4 名)

1 番 金  洵  亘  委員	2 番 母良田  昭  委員
3 番 砂  渡  精  一  委員	4 番 坂  岡  正  晴  委員
5 番 沖  沢  恵美子  委員	6 番 下  田  利  昭  委員
7 番 松  嶋  清  治  委員	8 番 田  中  勝  彦  委員
9 番 金  沢  幸  弘  委員	1 0 番 田  中  裕  紀  委員
1 2 番 斎  藤  正  委員	1 3 番 目  時  隆  幸  委員
1 4 番 新  山  秀  男  委員	1 5 番 田  中  誠  委員
- 5 欠席委員 (0 名)
- 6 会議に付した案件  
町議案  
報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出書の受理について  
報告第 2 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書の受理について  
報告第 3 号 農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について  
議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第 2 号 農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画 (案) について  
  
県議案  
議案第 1 号 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員  
1 0 番 田 中 裕 紀 委員      1 2 番 斎 藤 正 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員  
事 務 局 長 赤 石 正 之      事 務 局 次 長 鈴 木 健 司  
事 務 局 総 括 主 査 川 村 徹 朗      事 務 局 主 事 種 市 健 心
- 9 書 記  
事務局主事 種 市 健 心

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより令和8年3月26日告示招集いたしました令和8年4月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。  
よろしくお願ひします。  
ご着席下さい。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。  
会長より挨拶をお願いします。

会長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、赤石局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することとなっておりますので、よろしくお願ひします。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、令和8年3月26日告示招集されました令和8年4月六戸町農業委員会総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、いません。

議長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
10番 田中 裕紀 委員、12番 斎藤 正 委員を指名します。  
参与には赤石事務局長以下各職員、書記には種市主事を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、報告第2号  
で6番 下田 利昭 委員が該当しますので発言権がありません。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第1号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」ご説明いたします。  
。  
農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を  
受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第1号を報告済みといたします。

次に報告第2号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたし  
ます。  
農地法施行令第22条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知  
書を受理したので報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

2 番 4番の場所はどこですか？また8番の農地交換移転するためとはどういうことか。

母良田委員

事務局次長 （4番の場所についての説明）

川村総括主査 8番の交換について 今借りている土地を交換するという事。交換するには一度解約してから契約し直さないといけないため。また条件としては面積がほぼ同等であり、双方の同意が必要です。

議 長 ほかに意見はありませんか。

意見がないようですから、報告第2号を報告済みといたします。

次に報告第3号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局次長 報告第3号「農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。別紙のとおり農用地利用集積等促進計画の認可に係る通知について報告するものであります。  
（説明省略）

議 長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議 長 意見がないようですから、報告第3号を報告済みといたします。

議案審議前に、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

（8番 金沢 幸弘 委員説明）

代表委員による報告が終わりましたので議案審議に入ります。

議 長 議案第1号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長 議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。  
農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を

求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

ご異議なしと認めます。  
よって議案第1号は承認することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第2号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第2号「農地中間管理事業の貸借に係る農用地利用集積等促進計画（案）について」ご説明いたします。  
農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）の第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画(案)について意見を求められたので審議を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第2号を採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、議案第2号は承認することに決定いたしました。

次に、県 議案第1号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第1号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。  
農地法第5条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知  
事に送付するために意見を求めるものです。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより県議案第1号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって、県議案第1号は許可相当とすることに決定いたしました。

議 長 以上をもちまして、六戸町農業委員会4月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時45分 】